

日頃からの備え

避難情報と避難

風水害における避難行動に関する行政発令の種類と、住民のみなさんの対応

避難指示・高齢者等避難などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示・高齢者等避難」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

区分	立ち退き避難など住民のみなさんの行動
警戒レベル5 緊急安全確保 (町長が発令)	<p>発令される状況 災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)</p> <p>居住者等がとるべき行動 命の危険 直ちに安全確保!</p> <p>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
警戒レベル4 避難指示 (町長が発令)	<p>発令される状況 災害のおそれ高い</p> <p>居住者等がとるべき行動 危険な場所から全員避難</p> <p>危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。</p>
警戒レベル3 高齢者等避難 (町長が発令)	<p>発令される状況 災害のおそれあり</p> <p>居住者等がとるべき行動 危険な場所から高齢者等は避難</p> <p>●高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者。 ●高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</p>

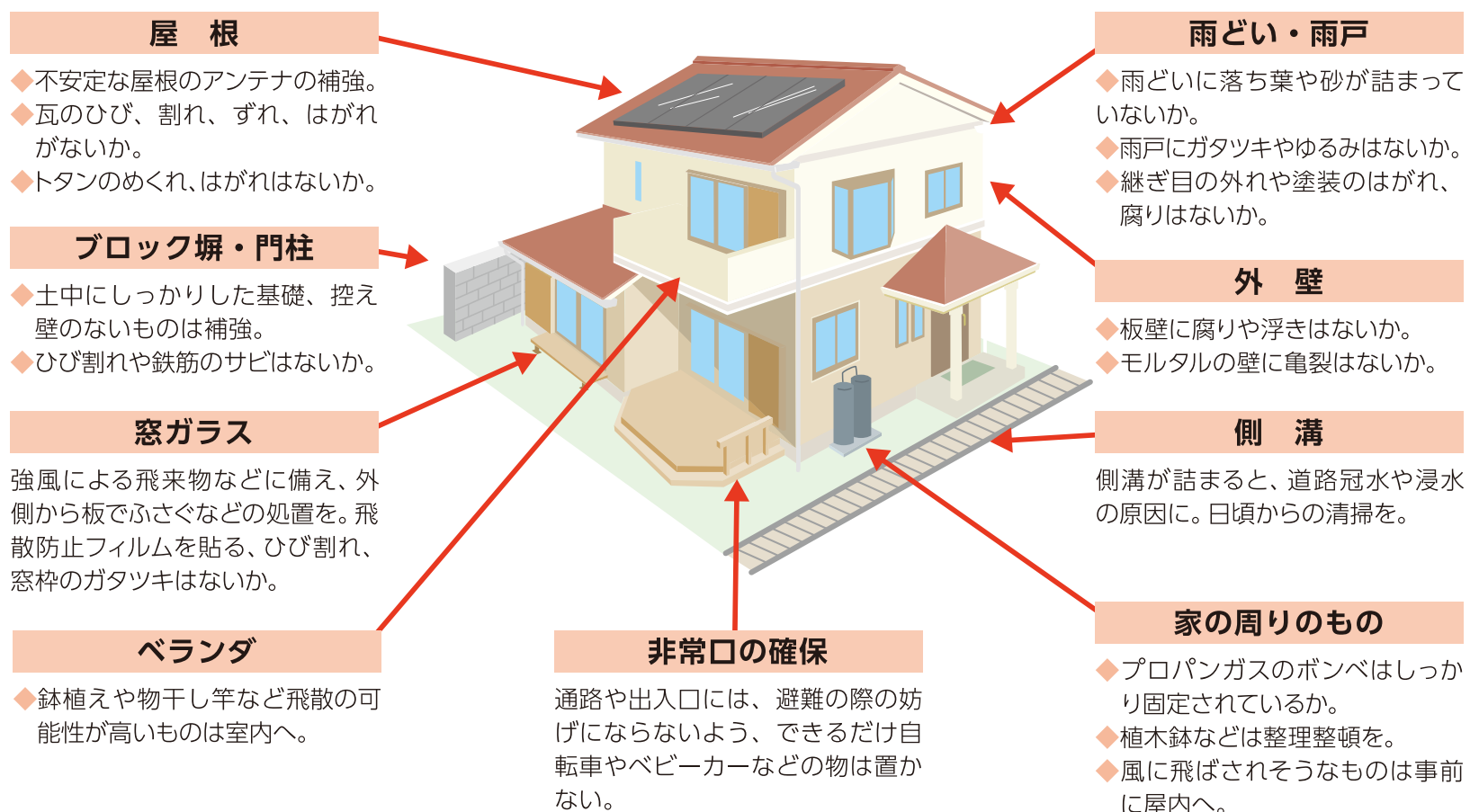
自主避難とは

自主的に地区のコミュニティセンター、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。避難所の開設状況については、東浦町のHP等を確認してください。

詳しくはP6を見るのじゃ!



家の周囲の安全対策



地震時の家の中の安全対策

家中に逃げ場としての安全な空間をつくる

- 人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。
- 家具を置く部屋は、少しでも安全なスペースができるよう配置する。

寝室、子どもやお年寄りのいる部屋にはできるだけ家具を置かない

- 子どもやお年寄りなどは倒れた家具が妨げとなって逃げ遅れる可能性が高いため、家具を置く場合は、寝ている場所に倒れないよう、また出入口をふさがないようにする。

家具の転倒を防ぐ

- 家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。
- 金具や固定器具を使って転倒防止策を万全にする。

安全に避難するため、出入口や通路にものを置かない

- 玄関などの出入口やそこに至るまでの通路に家具など倒れやすいものを置かない。

通電火災発生の防止

- 電熱機器等や停電復旧時に断線した電気コードからの出火による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置をする。

手の届くところに防災品を備える

- 夜間の災害発生に備え、普段寝る場所から手の届くところに懐中電灯やスリッパ、ホイッスルを備える。

東浦町の補助制度

町では災害の備えに対し、様々な補助を行っています。

- ◆感震ブレーカー(簡易タイプ)設置費補助金
- ◆雨水貯留浸水施設の設置補助金
- ◆危険な空家の解体費補助制度
- ◆耐震診断事業
- ◆木造住宅耐震改修事業
- ◆非木造住宅耐震診断事業
- ◆木造住宅等解体事業
- ◆耐震シェルター整備費補助事業
- ◆生垣設置及びブロック塀等撤去事業補助金
- ◆次世代自動車補助制度
- ◆家具転倒防止器具取付事業

災害時に備え、東浦町の補助制度を活用するのじゃ!!

詳しくは、東浦町のホームページをご確認ください。

https://www.town.aichi-higashiura.lg.jp/bosai_bohan/taisaku/11456.html

